

川越市公園照明灯LED化整備事業 公募型プロポーザル募集要項

令和8年10月
川越市

目次

1 事業の趣旨	1
2 事業概要	1
3 応募条件	2
4 応募に関する留意事項	3
5 事業者選定の流れ	4
6 実施スケジュール	5
7 質疑及び回答	5
8 参加申請書・資格確認書類の提出	6
9 参加資格の審査及び結果通知	7
10 企画提案書の提出	7
11 参加辞退	7
12 提案条件	7
13 企画提案書の作成要領	8
14 提案内容の審査及び結果通知	9
15 支払の概要	10
16 事務局	10

1 事業の趣旨

川越市(以下「本市」という。)は、令和6年3月に策定した「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素化社会を構築するための取組を推進している。また、令和3年に水銀ランプの製造及び輸出入が禁止され、さらに令和9年末までに蛍光灯の製造及び輸出入が禁止となることから、照明灯のLED化への対応が急務となっている。

これらの状況を踏まえ、本市が管理する公園照明灯について、エネルギー効率の高いLED照明に更新することにより、温室効果ガス排出量削減、電気料金の削減及び維持管理の省力化を図るため、省エネルギーに関する診断、設計・施工及び事業期間中における維持管理等の包括的なサービスを行う「ESCO (Energy Service Company) 事業」により、公園照明灯を一括してLED化するものである。

この要項は、上記の事業の実施に向け、民間事業者から設備機器の維持管理及び改修工事等を含め適切かつ効果的な実施手法の提案を求め、事業者を選定するための公募型プロポーザルの内容を定めたものである。

2 事業概要

(1) 事業の名称

川越市公園照明灯LED化整備事業

(2) 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約(自己資金型)

本業務は、ギャランティード・セイビングス契約(自己資金型)で行うため、対象設備の改修に係る施工等初期費用は本市が調達するものとする。事業者は、設備を設計・施工し工事完了後に本市に対して対象設備の引き渡しを行った後、10年間の維持管理期間中、既存照明灯を含む対象のLED照明灯の維持管理等に係る業務(以下「ESCOサービス」という。)を行うものとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和21年3月31日まで

ESCOサービス期間:10年(令和11年4月1日から令和21年3月31日)

(4) 事業対象

本事業のLED化更新対象灯数は、600灯とし、併せて老朽化した照明柱120本の更新を行う。

維持管理対象灯数は、既存のLED照明灯を含む797灯とする。なお、公園照明灯の内訳は、別紙「川越市公園照明灯LED化整備事業 業務仕様書」のとおりとする。

(5) 事業内容

別紙「川越市公園照明灯LED化整備事業 業務仕様書」のとおりとする。

(6) 事業費の上限額

総事業費

240,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

- ただし、事業費の上限額は、ESCO事業の想定ベースラインに基づくものであり、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。また、予算及び契約締結は議会の議決を要することから、これらの議決がない場合は契約として成立しない。

3 応募条件

(1) 応募要件

- ア 本業務を行う能力を有する単独企業あるいはグループ(複数の企業の共同)とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表構成員を1社選定し、その代表構成員が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を追う。
- ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。
- エ 代表構成員は、応募を含むそれ以降の提案及び契約時に関する諸手続を行う。
- オ グループの代表構成員及びその他の構成員は、他のグループの代表構成員又は構成員として重複して応募することはできない。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。

(ア) 事業役割

本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続き及び業務の取りまとめを行い、事業遂行の責を追う。

(イ) 設計役割

設計・計画に関する業務を実施する。

(ウ) 施工役割

施工・施工管理に関する業務を実施する。

(エ) 維持管理役割

ESCOサービス期間の維持管理に関する業務を実施する。

(オ) その他の役割

上記(ア)から(エ)のほか、必要な役割を担う。

- イ グループで応募する場合は、企業間の役割に関する合意書など確実な執行体制が確認できる書類を提出すること。なお、その合意書等には事業役割の構成企業全体が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ア 参加申請書及び資格確認書類により、本事業の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 対象設備のエネルギー削減効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、補償措置を講じることができる者であること。
- ウ 維持管理、システムサポートを円滑に行うため、迅速な対応ができる者であること。
- エ 事業役割を担う者は、国(公団を含む。)又は地方公共団体と本業務と種類が同等(公共施設等照明灯 LED 化ESCO事業ギャランティード・セイビングス契約)の契約を締結し、誠実に履行した実績(契約履行中のものを含む。)を有している者であること。また、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年告示第351号)に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

オ 施工役割を担う者は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条第1項に基づく電気工事に係る建設業の許可を受けていること。また、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年告示第351号)に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に建設工事の業種として「電気工事業」が登載されており、次の要件について、それぞれ当該要件を満たす者が 1 者以上あること。なお、各要件を満たす者は同一の者であることを要しない。

- ・格付けが A 級であること。

- ・川越市内に本店を有している者であること。

カ 維持管理役割を担う者は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条第1項に基づく電気工事に係る建設業の許可を受けていること。また、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年告示第351号)に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に建設工事の業種として「電気工事業」が登載され、1者以上は、川越市内に本店を有している者であること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びグループ構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者

イ 川越市契約規則(昭和49年規則第21号)第2条の規定に該当していない者

ウ 公告の日から企画提案書提出までの間に営業停止処分又は川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者(更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

オ 直近1年間の国税及び地方税を滞納している者

カ 川越市暴力団排除条例(平成24年川越市条例第32号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者と認められる者

キ 他の応募者との間に資本関係又は人的関係が認められる者

(5) 市内業者の活用

応募者は、本事業の実施にあたり、施工役割及び維持管理役割を担う者について、可能な限り市内の電気事業者を活用することとし、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。

イ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ウ 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

エ 提出書類は、原則として公表しない。

(3) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 知的財産権の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、施工材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(5) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提出書類は無効とする。

(7) 構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

5 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認

応募資格の確認により条件を満たした応募者に対し、企画提案書の提出を電子メールで要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

「川越市公園照明灯LED化整備事業候補者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)により、最優秀提案者1者(以下「優先交渉権者」という。)及び優秀提案者1者(以下「次点交渉権者」という。)を選定する。応募者が1者であった場合でも、本市の定める最低基準点以上の得点を得た場合は優先交渉権者として選定する。審査結果については、各提案者の参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書等の内容を基に、事業計画書の作成及び契約締結に係る諸条件について、本市と詳細協議を行うものとする。

(5) 契約の締結

本市は、優先交渉権者との協議が調ったときは、当該優先交渉権者と仮契約を締結する。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第23号)第2条の規定により議会の議決を得たときは、遅滞なく、仮契約の内容に準拠して本契約を締結するものとする。

なお、優先交渉権者との協議が調わなかった場合又は優先交渉権者に失格事由若しくは不正と認められる行為等が判明した場合は、次点交渉権者と詳細協議を行うものとする。なお、契約までの費用については、優先交渉権者または、次点交渉権者の負担とする。

6 実施スケジュール

(1) 本事業は、次の日程で行う。

	項目	日程
1	募集要項の公表（市ホームページで公開）	令和8年10月28日
2	質疑の受付	令和8年10月28日～11月6日
3	質疑の回答	令和8年11月16日
4	参加申請書の受付	令和8年10月28日～11月27日
5	参加資格審査及び結果通知	令和8年12月4日
6	企画提案書の受付	令和8年12月7日～12月23日
7	プレゼンテーション、選考	令和9年1月12日 ※予定
8	選定結果通知、優先交渉権者の決定	令和9年1月中旬 ※予定
9	詳細協議、事業計画書作成	令和9年1月中旬～2月上旬 ※予定
10	仮契約	令和9年2月中旬 ※予定
11	契約の締結	令和9年3月下旬 ※予定
12	現地調査・設備改修	契約締結日～令和11年3月31日
13	ESCOサービス期間	令和11年4月1日～令和21年3月31日

(2) 前項のスケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

7 質疑及び回答

(1) 質問方法

本募集要項及び仕様書の内容に関する質問について、質問書(様式第1号)を使用し、「16 事務局」宛に電子メールで送信する。電子メールの件名は、「【質問書送付】川越市公園照明灯LED化整備事業」と記載すること。

(2) 受付期間

令和8年10月28日(水)から令和8年11月6日(金)午後4時30分まで(必着)

(3) 回答方法

提出された質問を取りまとめ、令和8年11月16日(月)午後4時30分までに本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わないものとする。なお、回答内容は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) その他

ア 質問は、電子メールのみとし、電話、来訪による口頭、FAX、持参は不可とする。また、指定様式によらない質問書及び質問期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問は、1質問につき質問書(様式第1号)1枚を使用する。

ウ メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。なお、開庁日の午前8時45分から正午及び午後1時から午後4時30分までとする。

エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

8 参加申請書・資格確認書類の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(2) 受付期間

令和8年10月28日(水)から令和8年11月27日(金)午後4時30分まで(必着)

受付時間は、開庁日の午前8時45分から正午及び午後1時から午後4時30分までとする。

(3) 提出場所

「16 事務局」へ提出する。

(4) 提出書類

次の提出書類にそれぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部(正本1部、副本1部)提出すること。なお、エ、オ、カについては、正本に原本を添付し、副本はその写しをもって代えることができる。

ア 参加申請書(様式第2号)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ グループ構成表(様式第3号)【グループで参加の場合のみ】

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、施工役割、維持管理役割など)を明確にすること。

ウ グループ構成員間での契約書又は覚書等【グループで参加の場合のみ】

エ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前の3か月以内に発行されたもの

オ 商業登記簿謄本

現に効力を有する謄本で、受付日前の3か月以内に発行されたものを綴じたもの。

カ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、埼玉県が発行する法人事業税及び本市が発行する法人市民税の納税証明書(埼玉県及び川越市において課税が無い場合は、本店が所在する地方自治体が発行する納税証明書を提出すること。)

キ 財務諸表

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

ク 会社概要

A4判用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの

(ア) 企業概要(様式第4号の1)

(イ) 企業状況表(様式第4号の2)

(ウ) 有資格技術職員内訳表(様式第4号の3)

(エ) 各役割の責任者業務実績表(様式第4号の4)

(オ) ESCO関連事業実績一覧表(様式第4号の5)

ケ 建設業の許可証明書

施工役割、維持管理役割を担う者の建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

コ 各有資格者免許証

ク(ウ)に記載した有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者証(表・裏)の写しを提出すること。なお、写しでも可とする。

サ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式第5号)

※ 提出書類エ、オ、カ、キ、ク、コ、サは、グループで参加の場合は、構成員全てが提出すること。

9 参加資格の審査及び結果通知

応募者には、令和8年12月4日(金)午後4時30分までに参加申請書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知する。応募要件を満たした応募者には、併せて企画提案要請書を電子メールにて送付する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(2) 受付期間

令和8年12月7日(月)から令和8年12月23日(水)午後4時30分まで(必着)

受付時間は、開庁日の午前8時45分から正午及び午後1時から午後4時30分までとする。

(3) 提出場所

「第16 事務局」へ提出する。

(4) 企画提案時の提出書類

「第13 企画提案書の作成要領」に従い、作成すること。

11 参加辞退

企画提案要請書を送付された応募者が参加を辞退する場合は、企画提案書受付の締切日の前日である令和8年12月22日(火)午後4時30分までに提案辞退届(様式第6号)を「第16 事務局」へ電子メールにて提出すること。

12 提案条件

(1) ギャランティード・セイビングス契約(自己資金型)を実施すること。

(2) 事業費が上限額以下であること。

(3) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、施工等を遂行すること。

(4) ESCO契約どおり電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合、その分を補償すること。

(5) 年間点灯時間は、4,000 時間とすること。

(6) 電気料金の計算は、東京電力株式会社が公表している令和8年9月の公衆街路灯Aの電灯料金、燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金、需要家料金の単価をもとに算出すること。なお、当

該月に補助金等がある場合、考慮しないこと。また、需要家料金は1灯ごとに計上するものとし、電気料金削減の計算に当たっては、公衆街路灯A契約のW数の変更による差額をもとに算出すること。

- (7) CO2排出量の計算は、電力使用に伴うCO2排出係数は、0.423kg-CO2/kWhとし、CO2排出に関する計算を行うこと。
- (8) 事業計画書を提出し、本市の承諾した施工計画書及び維持管理計画に基づいて事業を行うこと。
- (9) ESCOサービス期間中に本市が新設及び開発行為等により管理者以外の者が設置し、本市に移管されるものについても、管理システムデータに反映し、契約終了まで維持管理を行うこと。
- (10) 「第6 実施スケジュール」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合、工事が完了するまで電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。

13 企画提案書の作成要領

(1) 形式

- ア サイズ:A4判用紙(縦)
- イ 文字方向:横書き(図表等に含まれる文字を除く。)
- ウ 印刷方法:片面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント:10.5ポイント以上とする。(図表等に含まれる文字を除く。)
- オ ページ番号:表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
- カ その他:文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。

各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類

次の提出書類を作成し、それぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)提出すること。また、企画提案書をPDF形式で記録した電子媒体(CD-Rなど)1部を併せて提出すること。

- ア 企画提案書提出届(様式第7号)
- イ 企画提案総括表(様式第8号の1～様式第8号の3)
- ウ 事業資金計画書(様式第9号の1～様式第9号の2)
- エ 現地調査及び電力契約調査・照合に関する提案書(様式第10号)
- オ 管理システムに関する提案書(様式第11号)
- カ 使用機器提案書(様式第12号)
- キ 既設デザイン照明灯に関する提案書(様式第13号)
- ク 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書(様式第14号)
- ケ 維持管理等提案書(様式第15号の1～様式第15号の2)
- コ 業務工程計画書(様式第16号)
- サ 市内業者の活用に関する提案書(様式第17号)
- シ 省エネルギー効果の計測・検証計画書(様式第18号)
- ス 契約終了後の対応(様式第19号)
- セ その他独自の提案(様式第20号)

14 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。
- ア 実施日時:令和9年1月12日(火)※予定
 - イ 実施場所:川越市役所内会議室※予定
(詳細な日時、会場、方法等については、各提案者へ別途通知する。)
 - ウ 提案時間:説明 20 分以内、選定委員による質疑 10 分程度
 - エ 参加人数:1者につき5名以内
 - オ Microsoft PowerPoint 等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、企画提案書に記載した事項以外の内容を記載しないこと。
 - カ プロジェクター、スクリーン及び附属ケーブル類は事務局で用意するが、パソコンについては、原則参加者で用意すること。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「川越市公園照明灯LED化整備事業候補者審査委員会」において審査する。
- ア 評価基準:別表1のとおり
 - イ 得点算出
 - (ア) 各選定委員の各評価項目における評価点を算出する。
 - (イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。
 - (ウ) 上記(イ)による全評価者の得点を平均して得点を算出する。
 - ウ 優先交渉権者の選定
最低基準点(最高得点の70%以上)を満たし、最も高い合計得点の者を優先交渉権者として決定する。なお、審査委員会は非公開とし、審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。
- (3) 審査結果については、令和9年1月中旬に各提案者の参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。また、本市ホームページにて公表する。
- (4) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
- ア プレゼンテーションに参加しない場合
 - イ 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 企画提案書の提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - オ 提案の事業費が限度額を超えている場合
 - カ 本募集要項に違反すると認められる場合

15 支払の概要

(1) 初期費用額 令和11年4月末(予定)

初期費用額のうち、40%以内の前払ができる。なお、前払をする場合は、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を本市に寄託しなければならない。

(2) ESCOサービス料 令和11年4月から令和21年3月まで年額均等年度末払い

16 事務局

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市都市計画部 公園整備課 公園管理担当 (川越市役所5階)

担当者:阿曾、小岩井、渡邊

電話:049-224-5965(直通)

e-mail:koenseibi@city.kawagoe.lg.jp